

法廷通訳人の介在による発言の変化と裁判員の心証への影響

— Filler, backtracking, rephrasing を中心に —

Interpreter-Induced Alterations to Court Speeches and their Impacts on Impressions of Lay Judges: Fillers, Backtracking and Rephrasing

水野 真木子

Makiko MIZUNO

1. はじめに

2009年に日本の司法改革の一環として裁判員裁判が導入されてから2年が経過した。この新しいシステムでは、従来のように、法律家が文書を読んで事実の有無と量刑について判断する調書中心主義は消え、代わりに、一般市民である裁判員が、法廷での証言や説明、つまり音声ないし対話としての言語自体を材料にして、有罪・無罪を判断し、量刑を決める。この制度の導入により、一般人が参与する状況で、コミュニケーションが適正で正確に行われ、かつ迅速に裁判が実施される条件を整備することが必要であることは、法曹関係者の間で充分認識されてきている。しかも、その裁判員裁判の場に外国人が登場する場合、法律家の専門的表現と市民との対話というコミュニケーションの困難性に加え、異言語と異文化をもつ被告人や証人とのコミュニケーションという、別の困難性も生じてくる。

さらに、こうしたコミュニケーションの二重の困難性という状況を鑑みると、争う事件を扱う裁判員裁判の場では通訳の誤りによって誤判に至る危険も存在する。公平で公正な司法という観点からも、原発言と「等価な」表現に焦点を当てた研究は重要である。

本稿では、法廷での証言と法廷通訳人による訳出表現との間に生じるギャップについて、fillerなどの躊躇表現やbacktracking（言い直し）、rephrasing（言い換え）に焦点を当てて分析し、それらが通訳人¹⁾の訳出に出現するパターンや、それが裁判員の印象や判断に与える影響について考察する。

2. 先行研究

通訳の介在によって法廷での証言がどのように変化するかという問題については、様々な切り口で研究が行われてきている。Miller and Boster (1977)は、心理学的な観点から、法廷証人を評価する人たちは、事実に関する情報のみならず、それがどのように提示されるかという点にも注目すると述べている。O'barr (1982)は、証言の形式が変化することで、メッセージの与える影響が変化する、あるいは逆転すらするとしている。

このような、法廷での証言の形が聞き手の判断に与える影響についての研究をもとに、通訳の介在という現象を中心テーマとする研究も行われている。Berk-Seligson (2002)は、法廷通訳人の発話スタイルの違い（文体の丁寧さ、hedge [垣根表現]の有無、受動

態と能動態、証人の発言を促したりさえぎったりという行為の有無)が陪審員に与える影響について模擬陪審員を使った実験を行ったが、通訳人によって変化した法廷証言のスタイルは、陪審員たちの証人に対する評価に影響を及ぼすことがわかった。Hale (2004)は、法廷での法律家の質問の語用論的機能について付加疑問文、談話標識を中心に分析し、通訳人がそのような要素を省略すると、原発言の語用論上の力 (pragmatic force) に変化が生じ、その質問に答える側の反応にも影響を及ぼすことを明らかにしている。Hale (2004) はまた、証人とその通訳に関しての、躊躇表現などの発話スタイルについても分析しているが、証人の発話スタイルは通訳人によって常に変えられているし、そのパターンは一定ではなく、躊躇表現を省略することで原発言の力を強めることもあれば、追加することでそれを弱めることもあると結論付けている。

上記の2つの研究は、スペイン語-英語間の通訳データに基づくものであるが、中村・水野 (2010) は、日本語で行われる日本の法廷という文脈で日本語の通訳の文体について分析している。被告人の証言に対する通訳人の日本語への訳出について、非常に丁寧、ぶっきらぼう、fillerやbacktrackingなどの言い淀みの多いスタイルの3バージョンを用意し、それぞれを模擬裁判員に聞かせ、被告人の知性、信頼性、説得力を評価させた結果、すべての項目で、ぶっきらぼうな話し方と言い淀みの多い話し方は丁寧な話し方よりもポイントがかなり低くなった。さらに、この実験の中で行ったアンケート調査²⁾では、自由記述欄へのコメントとして、43名の回答者のうち18名が、躊躇表現の多い通訳について「通訳に対して不安を感じる、能力を疑う」などと答えている一方で、別の18名が「被告人が言

い逃れをしているように感じた、または発言の信頼性を疑った」と答えている。これにより、被験者の相当数が、通訳から受ける印象をそのまま被告人の印象にすり替えてしまっていることが分かる。

3. 研究データ

法廷での原発言を通訳プロダクトと比較し、fillerやbacktracking, rephrasingの発現の仕方を分析する。本来は、実際の裁判のデータを使用することが一番望ましいが、日本の法廷では研究者が音声録音を入手することは不可能なため、模擬法廷からデータを取った。本稿で使用するデータは、2009年12月28日に甲南大学法廷教室で行った覚せい剤事件の模擬法廷³⁾、2010年11月27日の大阪弁護士会館での放火事件の模擬法廷⁴⁾、2010年12月29日の甲南大学法廷教室での傷害致傷事件の模擬法廷⁵⁾からのものである。

上記模擬法廷を実際の法廷により近いものにするため、証人や被告人、裁判員の役については、分析者との事前の関わりをなくすために、人材派遣業者に依頼した。また、それらの人々には、決められたシナリオ通りに発言するのではなく、大雑把なシナリオによって示されるストーリーの流れにしたがって、自由に発話してもらうようにした。通訳人に関しては、通訳の質を均質にするために、正式に通訳の訓練を受けており、通訳市場で10年以上のキャリアを持つ人材 (すべて女性) に依頼した。そして、実際の裁判でも事前入手できる起訴状その他の資料のみを渡し、証人尋問や被告人質問は、内容を知らせず、その場で訳してもらった。また、裁判官や検察官、弁護人の役は法律実務家に依頼し、法廷での話の流れがその時々で変わっても、実際の裁判と同じように対処してもらった。なお、全体のストーリーの流れとシナリオについて

は、分析者自らが作成したのではなく、法律実務家に依頼して、実際に行われた裁判に基づいたものを作成してもらった。このような形を取ることで、模擬法廷ではあるけれど、実際の裁判に限りなく近いデータが入手できた。

本稿では模擬法廷のデータに加え、実際の覚せい剤密輸事件の裁判である「ベニース事件」の第1審（2009年11月）のデータも利用した。「ベニース事件」では第1審の通訳の正確性が問題となって控訴されたが、筆者は弁護人の依頼により、鑑定人として第1審の通訳に関する鑑定書を提出している。そのデータを論文等で一部公開することについては、弁護人及び被告人の許可を得ている。

本稿で紹介する法廷でのやり取りの例は、上記のデータを音声から文字に起こしたものである。

4. Filler

Hale (2004) は、hedge や filler のような躊躇表現は、法廷での証言にも頻繁に表れており、法廷通訳の訳出にも現れるがその出現は原発言における出現箇所とは連動していないケースがほとんどであると述べている。本研究では filler に焦点を当てて、その発現頻度を調べたが、3つの模擬法廷のデータと「ベニース事件」のデータの分析から、それと同様の傾向が見て取れた。ほとんどの場合、通訳人は原発言とは無関係に躊躇表現を使用している。また、今回の分析対象となった通訳人はすべて日本語母語話者であるが、躊躇表現は日本語から英語へ通訳する際に頻繁に見られる傾向にあり、その逆は少なかった。自分の母語ではない言語へと通訳する際には、言語運用能力自体の問題から、このような現象が起こりやすいことは理解できる。

しかし、「ベニース事件」における英語か

ら日本語への通訳を担当した通訳人⁶⁾の訳出には、通常の頻度をはるかに超える数の「えー」「あの一」という filler が見られた。

[例1]

被告人：I'm so worried about my future, you know. And I was told I wouldn't see my family again, and all that kind of thing. So you just give up on everything, you see.

通訳人（男性）：はい。あの一、え一、将来のことを考えました。え一、家族に会えなくなってしまうというようなことを含めて、とても、あの一、つらい気持ちになりました。

[例2]

被告人：I stopped telling because they didn't, they just didn't want to believe. I mean, they are the people that told me that it was an illegal substance, you know.

通訳人（男性）：はい。あの一、私はもう、あの一、言うのを止めてしまいました。私はもう、え一、聞いてくれないということでしたが、あの一、彼らが、あれは違法なものであったというふうに出てきたからです。

[例1] では、被告人が一度も躊躇表現を使用していないにもかかわらず、通訳人は「あの一」と「え一」をそれぞれ2回使用している。[例2] では、被告人の発言に'they didn't, they just didn't' という back-tracking があったが、'uh', 'um' などの filler はない。それに対して通訳では「あの一」が3回、「え一」が1回使用されている。この例から

も、上述したように、通訳人の言い淀みは被告人の原発言とはまったく無関係に出現していることがわかる。

「ベニース事件」第1審の被告人質問（11月11日分）全体を通して上記のような filler が、被告人、通訳人それぞれにどのような頻度で現れたかを調べてみると、以下のようになった。

被告人の 'uh' ……………11回
 被告人の 'um' ……………26回
 通訳人の「あー」……………66回
 通訳人の「えー」……………73回

これを見ると、この通訳人の filler はその頻度が被告人の原発言に比較し、4倍近くになっている。したがって、原発言に合わせて通訳人が filler を多用したのではないことが、この数値からもわかる。ちなみに、放火事件および覚せい剤事件の模擬法廷における被告人質問の場面のデータと比較すると、「ベニース事件」の通訳人は、それぞれに対して、およそ2.5倍と3倍の頻度⁷⁾で filler を使用している。

林（2008：135）は、このような言い淀みを「発話時に自分の考えがまとまっていなかったり、適当な表現が分からず、次の言葉が出てこない時の口ごもり現象」と定義している。また、filler については、定延・田窪（1995：78-79）は、人が「演算領域確保」をしようとしている時に「えー（と）」が発現し、「表現形式模索」の際には「あの（う）」が発現しやすいと述べている。つまり、何を言うべきか考えている時には「えー（と）」が、どのように言うべきかを考えている時には「あの（う）」が使用される傾向にあるということであると解釈できる。通訳という文脈に置き換えると、それぞれ、原発言の理解が不十分、あるいは理解が遅くて言うべき内容が定まらない時、原発言は理解したが、どのように表

現するか決められない時に、これらの filler が出やすいと言うことであろうか。このことは、原発言にない新たな躊躇表現が加わるのは、通訳者の「パフォーマンスの欠陥」（Hale 2004：104）のためであるという指摘とも呼応する。

さらに、躊躇表現や言い淀みの多い発話スタイルは発話の力を弱くし、発話者の説得力や信頼性、知性などに対する評価が低くなる傾向があり、それが通訳者によるものであっても、発話者に対する評価に同様の影響が及ぶことが、先行研究によって明らかになっている（Berk-Seligson 2002；Hale 2040；中村・水野 2010）。

では、このような通訳人による躊躇表現や言い淀みは避けられないものでしょうか。Hale（2004）の実験や筆者らの行った模擬法廷では、どの通訳人も原発言の filler などの躊躇表現の一つ一つに訳語としての躊躇表現を加えることはしていないことがわかった。文頭にそれが現れるような、明確にそれとわかるような場合以外、まったく同じ個所で言い淀むことはおそらく不可能であろう。しかし、Hale（2004：100-101）にも述べられているように、通訳人は原発言に躊躇があれば、それと同等の「トーン」を訳文に与えることで、同等の効果が得られるし、適切なトレーニングを受けることで、通訳人独自の躊躇表現を訳文に加えてしまうことを避けることが出来る。日本でも訓練を受けた通訳者は、その多くがある程度言い淀みを避ける術を身につけているという⁸⁾。本稿で取り扱った模擬法廷の通訳人は、全員正式の会議通訳の訓練を受けている。それに比べ、実際に行われた裁判である「ベニース事件」の英語から日本語への通訳を担当した通訳人は、本職は通訳者ではなくそのような訓練を受けていないという。そして、法廷通訳の場合、会議通訳

とは異なり、訓練を受けていない人材でも採用されているのが現状である。このように、filler などの躊躇表現の多い話し方は証言者に対する評価を下げるという事実を鑑みると、法廷通訳人も、躊躇の「トーン」やその度合いを訳出に反映できる能力を持つ人材である必要がある。トレーニングを受けていない通訳人をアド・ホック的に起用する現在の慣行には大きな問題があると考えられる。

5. Backtracking

Backtracking とは「言い直し」のことであるが、filler と同様、原発言と通訳の両方にそれが発現するが、その箇所はほとんどの場合、原発言のそれとは一致しないことが、今回のデータ分析からもわかった。Backtracking のほとんどが、通訳人の都合で生じており、原発言とは無関係で起きていることが多いのである。このことは、Berk-Seligson (2002) や Hale (2004) でも明らかにされている。

以下の例は、原発言に backtracking があるにもかかわらず、通訳人がそれを省いているケースである。

[例 3] (ベニース事件)

検察官：しかしあなたはシンディーからスタッフ、失礼、白色結晶を預かっていますね。

通訳人：But, uh, you were, uh, asked to bring, uh, white crystallized object from Cindy, didn't you?

上記の「失礼」という言葉は、橋内 (2000 : 105) が「修復」の過程の一つとしている「修正表現 (英語の 'I mean' など) の使用」であると考えられるが、訳文には全く反映されていない。

[例 4] (覚せい剤事件)

証人：... he didn't come and ask us about what he should do, he just went ahead with...try to do things on his own and improve his...his money situ...financial situation.

通訳人：・・・そして、ま、どうして、じゃあ自分の両親にそれを相談しなかったのか、ということにもなりますけれども、・・・(中略)・・・で自分自身でその財政状況を何とか良くすることが必要であろうと思ったと、そういう風な状況で彼が、えー、その行為をしたという風に思います。

下線部分では証人がかなりしどろもどろになっているが、通訳人はこの部分に関しては何の言
い淀みもない。

次に、原発言にはない backtracking が通訳プロダクトにおいて出現するケースも多いが、その理由はいくつか考えられる。以下、主なものを挙げる。

- 1) 言い間違いに気付いた
- 2) 文法的な間違いに気付いた
- 3) 訳出に「抜け」が生じたことに気付いた
- 4) 訳語が不適切であった、あるいはよりよい訳語の存在に気付いた

橋内 (2000 : 105) によれば、このような修正は「修復」と呼ばれ、「誤りの修復」と「適切性の修復」の 2 種類があるという。1), 2), 3) は、その前者である。4) は後者であるが、通訳者がこれを行う時には、最終的に選択された表現が原文より洗練された高

度なものになるケースも多い。聞き手によりわかりやすく訳すことを心がけるのが通訳者の役割であるという使命感を多くの通訳者が持っているからであろう。

以下、いくつか例を挙げる。

1), 2), 3) のような「誤りの修復」にあたる例

[例5] (覚せい剤事件)

弁護人：空のバッグをなぜ運ぶのだと思いましたか。

通訳人：Why did, did you, why did you think that you are carrying an empty bag?

これはおそらく、単に言葉が滑らかに出なかったので言い直しただけであろう。

[例6] (傷害致傷事件)

検察官：今回の事件のことですが、原因はなんですか？

通訳人：So ①what was the cause, what is the cause of the ②accident or incident?

①は、過去時制では間違っていると思い、現在時制に言い直したケースである。これは、日本語が「なんですか」と現在時制になっていることを思い出したためであろう。しかし、文脈から判断すれば、前者でも問題ないはずである。②は、「accident」よりも「incident」のほうが正確であると考え、言い直している。これは後述するrephrasingの一種である。

[例7] (ベニース事件)

弁護人：それからティックという薬物の名前を聞いたことがあるということなんですが、これが覚せい剤の南アフリ

カにおける名称だということについては、あなたは知っていましたか。

通訳人：You mentioned you heard of the name, uh, tik, T-I-K. Did you know that TIK is the, uh, definition, or what they call it, the stimulant drugs in South Africa?

Did you know it?

被告人：Uh, can you repeat the question?

ここでは通訳人がかなりしどろもどろになっており、文法的にもかなり乱れた文になっている。どのように英語で表現するか決められないまま訳しているようである。それに対する被告人の反応を見れば、通訳人の英語が通じなかったことが分かる。

[例8] (傷害致傷事件)

証人：んー、あー、まゝ、ボトルからどんどん作って何杯飲んだかは覚えていないんですけど、まゝ普段は2杯くらいで、今日、それよりかは多かったです。

通訳人：I wasn't quite sure exactly how many cups he drank, because usually, uh, because, uh, he added shochu from the bottle into the cup, the glass, but usually, uh, he, uh, drinks, uh, about, uh, two glasses but at that time, he drank more than that.

この例では、焼酎のお湯割りの話だったので、一般的に考えて、「茶碗」や「杯」である「cup」よりも「コップ」である「glass」のほうが正しいと思い直し、言い換えているであろう。

[例9]（ベニース事件）

検察官：一つは黙秘してもいいということ。
二つ目は検察と警察は違うから、警察と違うことを検事に言ってもかまわないということ。三つ目は、答える時、分からなければ、分からないと言っていいということ。この三つを、アドバイスを受けていましたね。

通訳人（女性）：The ①first part, first point is you have ②the remain, right to remain silent. The second point is, the prosecutor and the police are the different, so you can tell a different thing to the ③poli--, to the prosecutor. And the third point is, ④ if you don't know or if you don't understand, you can just tell them so.

この例では、1つの発話に4か所の backtracking が見られる。①は単なる言い換えなので、後述する rephrasing の一種である。②は「right（権利）」という単語を言い忘れたことにすぐに気付いて言い直しているし、③は「検察（prosecutor）」を「警察（police）」と言いそうになって訂正している。④は、最初に出した訳で間違っていないが、よりふさわしいと思われる訳を思いついて言い換えている。これも①と同様、rephrasing の一種である。

4) の「適切性の修復」の例

[例10]（覚せい剤事件）

被告人：I thought I should do what he says, otherwise, Agnes would be in danger.

通訳人：言われたとおりにやらなければ、アグネスに危機が起きる、危機が訪れると思いました。

ここでは、「危機が起きる」では日本語らしくないと思い、「危機が訪れる」と訳し直している。

[例11]（覚せい剤事件）

被告人：He told me I'd get the money when I deliver the bag to Durban.

通訳人：ダーバンに、おカ…、物を運んだ時お金が与えられる、報酬が与えられると言われました。

これは、「お金が」と言いかけ、when 以下の従属節を先に訳す必要があると思い直し、言い直しをしている。また、ここで注目すべき点は、原発言で「money」と言っているにもかかわらず、通訳人は、わざわざ「お金」を「報酬」と言い直している。これは、通訳人が無意識に行う、より明確で高度な文章にしようという「レベルアップ」の現象である。

[例12]（放火事件）

裁判員：あの弁護人の質問の時に、あの一、「クローズアップ現代」がもうすぐ終わりかけの時間帯にガチャンという音が、何か割れる音がした、そのまえに何かあの思い出した事があるとおっしゃってたんですけども、それはなんだったんでしょうか。

通訳人：So during the question from the defendant, you were talking about the TV program. *Close Up Gendai* was almost at the end and at that time you heard the

sound of *gachan* and you were almost saying that you remember something which happened before. And what was that? What was ah happening?

この例も、最初原文通りの訳を出したにもかかわらず、わざわざ言い直して意味を具体化して補強している。しかし、原発言では単に「何か思い出したことがある」「それはなんだった」と言っているにすぎないのに、通訳人が「you remember something which happened before」のように「起こったこと」と意味を補充したため、それに対応するための「What was, ah, happening」というような言い直しになった。これは原文からの逸脱であるにもかかわらず、通訳プロダクトの中でその一貫性が保持されている現象である。

1), 2), 3) のような「誤りの修正」の多い発話はいわゆるパワレス・スピーチ(力の弱い話し方)になるのに比べ、4) の「適切性の修復」の場合は、言い直しをしたにもかかわらず、表現がより知的になるなどのレベルアップによって説得力が増したりし、パワフル・スピーチ(力の強い話し方)になる可能性が高い。いずれにせよ、法廷通訳人の言い直しは発言が与える印象を変化させる。

6. Rephrasing

Rephrasing とは paraphrasing とも表現でき、「言い換え」のことである。Backtracking と区別が付きにくいものもあるが、ここでは、通訳人が1つの表現に対してあえて2つ以上の訳語を用いた場合を取り上げ、backtracking とは別現象として扱う。

Berk-Seligson (2002 : 143 - 144) は、backtracking や rephrasing は、「不確実性」

や「躊躇」の印象を聞き手に与えるとしており、1つの言語しか理解しないために、ある言語の1つの単語が別の言語に訳される時に2つ以上の訳語が可能であるという事実に思い至らない聞き手にとっては、通訳者が「～または～」というように2つの語を使用した場合、「不確実性」や「躊躇」の印象が加わり、証言自体をパワレス・スピーチにしてしまうと述べている。

模擬法廷などのデータから、この rephrasing の例をいくつか挙げる。

[例13] (放火事件)

弁護人：ってというのは、あの一、図表を正確にその紙の中に記されているのとかどうかは分かりませんので・・・

通訳人：I ask this question because I am not really certain with a the uh, the um plan, a map in that particular document and the precisely reflect an, the actual geographical locations of the crime scene.・・・

ここでは、通訳人が日本語の「図表」にあたる訳語に確信を持っていない様子がわかる。

[例14] (放火事件)

弁護人：先ほどの、えっと、書いていただいた図を指示してくれませんか。

通訳人：uh, could you point using that, er, plan or the chart?

[例15] (放火事件)

弁護人：さきほど、あの検察官からの質問の時に書いていただいた図を示します。

通訳人：I'm going to show you that plan or chart for which the public

prosecutor made a question?

この2例では、最初に「図」という言葉が出た時、通訳人は、その訳語として「plan」と「chart」を並べている。特筆すべきは、その後、同じ言葉が出るたびに、通訳人が同様の rephrasingをおこなったことである。模擬法廷では、上記の2つ目の例にあるように、「plan or chart」が、まるで1つの単語であるかのように使用されたケースが数回続いた。このことから、rephrasingが「迷い」から「確信」へと変貌したことが見て取れる。

[例16]（覚せい剤事件）

裁判員：もし、知っていたとしたら、シルビアさんに相談しましたか。

通訳人：If you knew or sensed that she was doing something wrong, did you consult with her about your money situation?

この例は、原発言中で、「知っている」という言葉が、はっきり確信を持って知っているというよりも、何となくわかっているというような意味合いで使用されていたため、通訳人は「knew or sensed」と、2つの単語をあえて使用した。そして、[例15]と同様に、その後も、同じ表現に対して、確信的に「knew or sensed」を使い続けた。

[例17]（放火事件）

検察官：なぜならこの証人は、窓ガラスが壊れている所を見たとは証言していません。

通訳人：Because this particular witness didn't, ah, testify that he had seen ①a place or the situation in which that glass pane was actually ②smashed or broken.

①は、「所」という日本語が、「場所」も「状況」も表わす言葉であることから、通訳人は訳す際にその両方を用いたケースである。どちらとも受け取れるような場合、通訳者自身が意味を特定することを避けるために、このようにあえて2つ言葉を並べることはよくあることである⁹⁾。②は、「壊れる」に対して「smash（粉碎する）」では印象が強いと感じて「break（割れる）」と言い直したのであろう。

[例18]（放火事件）

裁判長：ではいまのあなたの感覚では、被告人とあなたが見た男は同一人物と言えるんですか？

通訳人：So according to the current opinion or impression you have now, do you think that the defendant and the man you saw was identical?

これも、「感覚」という言葉が「意見」に近いのか「印象」に近いのか、通訳人が決めかねて2つの訳語を用いていることがわかる。

[例19]（放火事件）

弁護人：えー、黒いジャケットを着た男が両手の肘を90度にまで曲げて肩まで上げていた、と言われましたね

通訳人：In your testimony you stated that a man wearing a black jacket was up holding or lifting up his elbow or both elbows and, ah, in the, in the right angle to reach the level of his shoulders. Did you say so?

ここは、ほとんど意味が等しい訳語を2つ並べている。模擬法廷では、この発言に至るまでに、「肘を上げる」という表現が数回使われ、通訳人は「hold up」と「lift up」を適宜使用していた。結局、ここに至っても、どちらかに絞ることが出来ず、両方同時に使うという形に落ち着いたものであろう。

[例20] (傷害致傷事件)

裁判官：証人は被告人がペロペロになるというような表現をしたんですけど、これ、うまく彼に伝わりますかね？
通訳人：So he was heavily, uh, he was heavily drunk or dead drunk?
Do you understand the meaning?

「ペロペロになる」という擬態語で強調された、「ひどく酔っている」ニュアンスを出すためには「heavily drunk」だけでは足りないと思い、「dead drunk」と言い換えたのであろう。

[例21] (放火事件)

検察官：細かいかどうかという評価を聞くのではなく事実を確認してください
通訳人：Instead of asking about the details or specifics or whatever, could you please just stick to asking questions about the facts.

これは、目撃した男について証人が細かく覚えていることに関しての弁護人のコメントに対する検察官の異議の内容である。ここでの「細かい」という表現について、「細部」と捉えるのか「具体的な点」と捉えるのか、通訳人が迷っている。そして、「or whatever (何であれ)」という表現は、「可能な訳語は他にもあるかもしれないが」という通訳人の

気持ちを暗に示している。

[例22] (放火事件)

弁護人：そしたらその時、そのような格好をしている男を見て、あなたはどう思いましたか。

通訳人：So at that particular time, you saw that man who was taking such a position, what came into your mind? What did you think?

ここも同じような意味の英文を2つ出している。最初の訳文で問題ないにもかかわらず、「あなたはどう思いましたか」を直訳した文を加えている。

[例23] (放火事件)

検察官：窓ガラスから何が見えましたか

通訳人：What did you see or what could you see, ah, through the window?

「What did you see」の方がこの場合の英語としては自然であったにもかかわらず、「見えた」という日本語により忠実になるために、「what could you see」という訳文も加えたのであろう。[例22]と似た現象である。

[例24] (覚せい剤事件)

被告人：I think it is in the downtown, but I don't know the location exactly because Silvia took me there by taxi.

通訳人：シルビアはタクシーに乗せて私をそこまで連れて行ってくれましたので、どこかということは具体的には分かりません。ただ下町, ダウンタウンであったということだけはわかりま

す。
本当は「繁華街」と訳すべきところだが、おそらく、その語が浮かんで来ず、英語の downtown の直訳である「下町」という語を選択したが適切ではないと判断し、結局、英語がそのままカタカナになった語を追加している。

[例25] (放火事件)

弁護人：その男は険しい顔をしていたと述べられましたね。

通訳人：So you, in your testimony, you said that that man had rather hard facial expression, in other words, rather grudging.

「険しい顔」という表現は訳しにくく、1つの表現では心配だったのであろう。しかし、ここで「or」の代わりに「in other words (換言すれば)」という表現をわざわざ入れたことで、あたかも発話者自身が言い換えを行ったという印象を聞き手に与える。さらに、この表現によって、単に表現に迷って言い換えたというよりも、言い換え自体が一種の論理性を帯びてくる。この表現を加えることで、原発言からの逸脱の度合いが大きくなったと言えよう。

以上から、rephrasing にも様々なタイプがあり、その時の通訳人の事情が反映していることがわかる。本稿で rephrasing として扱った例は、「修正」の意味合いが強い backtracking とは異なり、通訳人の立場から言えば、間違いを避けるために複数の可能な訳を示したいという、積極的な「正確性重視」の姿勢なのかもしれない。言い換えれば、「リスク管理」を行っているということになる。そして、とっさに様々な言い換えができ

るだけの語彙力を持つ通訳者でなければ、この手法を取ることは不可能である。しかし、それは見方を変えれば聞き手に判断を委ねるという「責任回避」の手法であるとも言える。そして、前述したように、一言語しか知らない人には通訳者が2つの訳語を並列させる意味が理解できるはずもない。単に不確かさや曖昧さといったマイナスの要素を加えることになるかもしれないし、逆に、複数の表現を使ってダメ押しのように、発言内容を強化しているように受け取られる可能性もある。例えば、[例22] や [例23] は、質問を2回たたみかけているように聞こえ、発言の力が強まっている。このように、rephrasing もまた、発話のニュアンスや発言者の印象を変えることにつながると考えられる。

7. 結論

本稿では filler, backtracking, rephrasing に焦点を当て、法廷での証言や法律家の発言と通訳人の訳出を比較、分析したが、先行研究でも明らかのように、原発言における filler, backtracking, rephrasing と通訳人のそれとが同一箇所で見現することは非常に稀である。Berk-Seligson (2002: 145) が「通訳のプロセスにおいて、元の証言に体系的に加えられる語用論上の要素もあれば、証言から体系的に削除されるものもある。そして、通訳人がそれを無意識に行う場合もあれば、通訳という行為に付きものの問題のせいでそれが起こる場合もある」と論じているように、それらの出現には様々な事情が関わってくる。

また、前述したように、filler, backtracking, rephrasing は、発言者の自信のなさや曖昧さ示すものであり、発話をパワレスにし、聞き手の発話者に対する評価を下げるとされている。確かに filler に関しては、それが当

てはまることは、中村・水野(2010)の実験結果からも証明されている。しかし、backtracking や rephrasing に関しては、それが一概に正しいとは言えない。本稿で挙げた例を見ても、発話をパワレスにする backtracking もあれば、逆に、「適切性の修復」により、最終的に原発言よりも知的になったり説得力を増したりするものもある。Rephrasing に関しては、通訳者の明らかな意志のもとで行われる場合が多く、訳語選択における自信のなさの表れとは言えないケースも多い。選択する語の組み合わせによっては、発言内容が強化されることすらある。いずれにせよ、法廷通訳人が発言の語用論上の特徴を変化させた場合、それが聞き手の印象に何らかの影響を与えることは明らかである。発言者の人格や証言内容の信憑性についての判断にも影響するとすれば、公正な裁判という意味で、通訳人の責任は重大である。

渡辺・長尾・水野(2004:144)は、一般通訳は、話者の意図を的確に伝えることが要求されるので、言葉の反復や言い換え表現はそのまま訳さないが、法廷での通訳では、発言者の言った言葉を修正、割愛することなく通訳することが要求されると述べている。アメリカの連邦法廷通訳人倫理規定にも同様の内容が謳われている(Gonzalez・Vasquez・Mikkelsen, 1991:586)。しかし、構造の異なる2言語間の通訳において、原発言通りに filler, backtracking, rephrasing などの要素を通訳プロダクトに完璧に正確に再現するのは不可能である。したがって、法廷通訳人は少なくとも、Hale(2004:100)で述べられているように、出来るだけ原発言の「トーン」の等価性を実現するよう努力すべきであり、そのためのトレーニングも必要であろう。

* 本研究は、科研費基盤研究(C)「裁判員

裁判における言語コミュニケーションの定量的分析と伝達モデルの構築」の助成を得ている。

【注】

- 1) 本稿では「通訳人」と「通訳者」の2つの用語を使い分けている。「通訳人」は法廷という文脈のみで使い、「通訳者」は通訳業務一般に関わる時に使っている。
- 2) まったく躊躇表現のない証言をする被告人に対し、躊躇表現の多い通訳バージョンを聞かせ、被告人の印象について評価をするもの。被験者は一般社会人34名(回答数14)、大学生28名(回答数15)、専門学校生25名(回答数14)であった。
- 3) 科研費プロジェクト新学術領域研究「裁判員裁判における言語使用と判断への影響の学融的研究」の司法通訳研究班による模擬法廷。筆者は研究分担者である。
- 4) 日弁連の法務研究財団の研究助成金を得ている法廷通訳研究会のプロジェクトの一環として、全国各地で法廷通訳研修会を開催した。大阪での研修会は、その最後のものではあった。筆者は法廷通訳研究会のコアメンバーとして模擬法廷の運営に携わった。
- 5) 注3と同様。
- 6) この裁判では、男女2名の通訳人が起用され、それぞれ英語から日本語、日本語から英語と役割を特定し交互に通訳した。15分~20分ごとに交代するのが通常的通訳業務なので、異例の形態であると言える。
- 7) 放火事件の被告人質問については、全体を通して通訳人の「あの」「えー」の数は19回であった。比較のために、覚せい剤事件の被告人質問の場面と「ベニース事件」の被告人質問の場面を、その開始から放火事件の模擬法廷の被告人質問の場面と時間経過が等しくなる時点までで切って、「あの」「えー」の数を数えてみると、それぞれ、23回と58回であった。なお、傷害致傷事件の模擬法廷は、被告人質問の部分が時間的に短く、比較の対象としなかった。
- 8) 長年プロの通訳養成に携わっているインストラクター数名への個人的質問によって得られた

情報である。

9) 放火事件模擬法廷後の通訳人対象のフォローアップ・セッションでこの問題を取り上げた際、このような rephrasing は通訳者が訳語に迷った時の常套手段であることを確認した。

【引用文献】

- 定延利之・田窪行則（1995）「談話における心的操作モニター機構」『言語研究』Vol.108
- 中村幸子・水野真木子（2010）「法廷実験：模擬裁判員の心証形成に及ぼす通訳の影響」『統計数理研究所共同研究レポート237：裁判員裁判における言語使用に関する統計を用いた研究』統計数理研究所
- 橋内武（2000）『ディスコース…談話の織りなす世界』くろしお出版
- 林宅男編（2008）『談話分析のアプローチ』研究社
- 渡辺修・長尾ひろみ・水野真木子（2004）『司法通訳』松柏社

- Berk-Seligson, S. (2002) *Bilingual Courtroom*. Chicago: Chicago University Press
- Gonzalez, R. D. & Vasques, V. F. & Mikkelsen, H (1991) *Fundamentals of Court Interpreting: Theory, Policy and Practice*. Durham, NC: Carolina Academic Press
- Hale, S. (2004) *The Discourse of Court Interpreting*. Amsterdam: John Benjamins
- Miller, G. R. & Boster, F. J. (1977) Three images of the trial: Their implications for psychological research". *Psychology in the Legal Process*, B.D. Sales (ed.) New York: Spectrum
- O'Barr, W. (1982) *Linguistics Evidence. Language, Power, and Strategy in the Courtroom*, New York: Academic Press